

法令の規定による公安委員会の公示事項を掲示する掲示場の 設置場所

(平成16年7月30日公安委員会告示第10号)

公開による聴聞等の期日及び場所その他の法令の規定により公示すべきこととされている公安委員会の公示事項を掲示する掲示場の設置場所は、次のとおりとし、道路交通法施行令等に規定する掲示場の位置(平成6年岩手県公安委員会告示第4号)は、廃止する。
盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部庁舎前